

○地方公務員等共済組合法（抄）

（昭三九法一五二・改称）

昭和三十七年九月八日	公布	昭和三十七年九月八日	昭和三十七年九月八日
昭和三十七年十二月一日	施行	昭和三十七年十二月一日	昭和三十七年十二月一日

昭和三十九年七月六日	法律第一五二号	昭和五十七年八月二七日	法律第八〇号
昭和四〇年六月一日	法律第一〇三号	昭和六〇年二月二七日	法律第一〇八号
昭和四一年七月八日	法律第一二三号	平成元年二月二三日	法律第八七号
昭和四二年七月三十一日	法律第一〇五号	平成元年二月二八日	法律第九六号
昭和四二年八月一日	法律第一二二号	平成六年一月二六日	法律九九九号
昭和四四年二月二六日	法律第九三号	平成七年三月二三日	法律第五二五号
昭和四五年五月二六日	法律第一〇一号	平成八年六月二四日	法律第八二二号
昭和四六年五月二九日	法律第八三号	平成九年五月九日	法律第八四八号
昭和四六年二月二四日	法律第一一九号	平成二一年五月二八日	法律第五六号
昭和四七年六月二三日	法律第八二二号	平成二一年二月二三日	法律第一六〇号
昭和四八年八月一〇日	法律第六九号	平成二二年三月二三日	法律第一三二号
昭和四八年九月一日	法律第七五号	平成二四年五月一〇日	法律第三七号
昭和四九年六月二五日	法律九五号	平成二六年六月三三日	法律第一三三三号
昭和四九年六月二七日	法律第一〇〇号	平成二八年六月二日	法律第五〇号
昭和五一年五月二五日	法律第二七号	平成二八年六月二四日	法律第六三三三号
昭和五一年六月三日	法律第五三三三号	平成二九年五月二五日	法律第五八八号
昭和五四年二月二八日	法律第七三三三号	平成二〇年六月一八日	法律第六九号
昭和五六年六月九日	法律第七三三三号	平成二三年五月二七日	法律第五六六号
昭和五七年七月一六日	法律第六六六号		

地方公務員等共済組合法

地共法

目次

第二章 総則（第一条）

第十一章 地方議会議員の年金制度（第一百五十一條―
第七十三條）

附則

※「第十一章 地方議会議員の年金制度」は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年五月二十七日・法律第五十六号）の平成二十三年六月一日の施行に伴い廃止されたものですが、参考として掲げたものです。また、同法律により「なおその効力を有する」とされる第一百五十一條、第一百五十二條（第一項第七号を除く）、第一百五十三條から第五十七條の二まで、第六十七條、第六十七條の二、第七十條から第七十條一条まで及び附則第三十六條については、同法律に基づき読み替えたものを掲げたものです。

※削除された条文には、条の右に縦線を引いています。「なおその効力を有する」条文には、条に*印を付していません。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率の運営に資することを目的とし、あわせて地方団体関係団体の職員の年金制度等に関して定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。

（昭三九法一五二・昭四五法一〇一・昭五七法六六・平二三法五六・一部改正）

〔関係法令〕 地方公務員法四三（共済制度）

第十一章 地方議会議員の年金制度

（平二三法五六・削除）

*（地方議会議員共済会）

第一百五十一条 次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議長長の区分に従い、当該各号に掲げる地方公共団体の議会の議長

の議長をもつて組織する当該各号に掲げる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」という。）を設ける。

一 都道府県の議会の議長 都道府県議会議員存続共済会

済会

二 市（特別区を含む。）市議会議員存続共済会

下この章において同じ。）

の議会の議長

三 町村の議会の議長 町村議会議員存続共済会

2 存続共済会は、法人とする。

3 存続共済会は主たる事務所を東京都に置く。

（平二三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）、なお効力を有するものとされた旧法一五四（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）、旧法附一〇①（共済会の設立）

〔関係法令〕 旧地方議会議員互助年金法一・二

〔関係定款〕 定款一（設立の根拠及び名称）・三（事務所の所在地）・一八（事務局及び職員）

*（定款）

第一百五十二条 存続共済会は、定款をもつて次に掲げる事

項を定めなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 代議員会（都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。）に関する事項
 - 五 役員に関する事項
 - 六 給付に関する事項
 - 八 資産の管理その他財務に関する事項
 - 九 その他組織及び業務に関する重要事項
- 2 定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（昭四〇法一〇三・平七法五二・平一一法一六〇・一部改正、
平二三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）・附二九（罰則に関する経過措置）、なお効力を有するものとされた旧法一五五②（代議員会）、旧法一六〇・一六二⑥・一六五・一六六（定款事項）・一七三（罰則）・附一〇②（共済会の設立）

〔関係定款〕 定款一（設立の根拠及び名称）・二（目的及び事業）・三（事務所の所在地）・四（代議員）・五（代議員会の議決事項）・六（議長）・七（招集及び会期）・八（定足数）・九（表決）・一〇（代理）・一一（会議規則）・一二（会議録）・一三

（代議員会の傍聴）・一四（理事及び監事の定数）・一五（役員
の選任）・一六（役員任期）・一七（役員報酬）・一八（事
務局及び職員）・一九（秘密保持義務）・二〇（会員の資格の得
喪）・二二（給付の決定）・二二（平均標準報酬年額の算定方
法）・二三（年金である共済給付金の支給期間及び支給期月）・
二四（年金である共済給付金を受ける権利の消滅等）・二五（退
職の定義）・二六（共済給付金を受けるべき遺族の範囲）・二七
（共済給付金を受けるべき遺族の順位）・二八（同順位者が二人
以上ある場合の給付）・二九・三〇（支払未済の給付の受給者
の特例）・三一（在職期間）・三二（旧退職年金及び特例退職年
金の改定）・三三（旧公務傷病年金及び特例公務傷病年金の改
定等）・三四（共済給付金受給者の書類の提出等）・三五（資料
の提供）・三六（負担金）・三七・三八・三九（審査会）・四〇
（審査）・四一（審査会に関する事項の規則への委任）・四二（事
業計画及び決算）・四三（資金の運用）・四四（債権の放棄等の
制限）・四五（監査）・四六（監査報告書）・四七（規則への委
任）

***（登記）**

第百五十三条 存続共済会は、政令で定めるところにより、
登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登
記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗すること

ができない。

（平三三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）・附二九（罰則に関する経過措置）、旧法一七三（罰則）、改正政令附八（旧独立行政法人等登記令の暫定的効力）

〔関係法令〕 独立行政法人等登記令一（適用範囲）・二（設立の登記）・六（代理人の登記）

〔関係定款〕 定款一（設立の根拠及び名称）・三（事務所の所在地）・一五（役員を選任）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第百五十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、存続共済会について準用する。

（昭三九法一五二・一部改正、平一八法五〇・全部改正、平

二三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）

〔関係法令〕 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律四（住所）・七八（代表者の行為についての損害賠償責任）

〔関係定款〕 定款三（事務所の所在地）

（代議員会）

第百五十五条 存続共済会に、代議員会を置く。

2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければなら

ない。

一 定款の変更

二 事業計画書の作成及び定款で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三 訴訟の提起及び和解

四 その他存続共済会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

（平三三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）

〔関係法令〕 民法六九五（和解）

〔関係定款〕 定款四（代議員）・五（代議員会の議決事項）・六（議長）・七（招集及び会期）・八（定足数）・九（表決）・一〇（代理）・一一（会議規則）・一二（会議録）・一三（代議員会の傍聴）・一五（役員を選任）・四二（事業計画及び決算）・四三（資金の運用）・四六（監査報告書）

（役員）

第百五十六条 存続共済会に、役員として、会長一人、副

会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、存続共済会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して存続共済会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して存続共済会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、存続共済会の業務を監査する。

6 存続共済会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が存続共済会を代表する。

(平二三法五六・削除)

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）

〔関係定款〕 一四（理事及び監事の定数）・一五（役員を選任）

一六（役員の任期）・一七（役員の報酬）・四五（監査）・四六

（監査報告書）

（事業年度）

* 第二百五十六條の二 存続共済会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(平一二法二二・追加、平二三法五六・削除)

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）

〔関係定款〕 二（目的及び事業）・四二（事業計画及び決算）・四

五（監査）・四六（監査報告書）

（事業計画及び予算）

* 第二百五十六條の三 存続共済会は、毎事業年度、事業計画

及び予算を作成しなければならない。

2 存続共済会は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に報告しなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正、平一二法二二・追加、平二三

法五六・削除)

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）、改正省令附三（存続

共済会に関する経過措置）、施行規程二五（事業計画の内容）

二六（予算の内容）

〔関係定款〕 二（目的及び事業）・四二（事業計画及び決算）

（決算）

* 第二百五十六條の四 存続共済会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 存続共済会は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに監事の意見を付けて決算完結後一月以内に総務大臣に報告しなければならない。

3 存続共済会は、前項の規定による報告を行ったときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面を各事務所に備え付け、総務省

令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（平一一法一六〇・一部改正、平一二法二二・追加、平二三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）、改正省令附三（存続共済会に関する経過措置）、施行規程六七の二（公告の方法）、六七の三（閲覧期間）

〔関係定款〕 二（目的及び事業）・四二（事業計画及び決算）・四五（監査）・四六（監査報告書）

*（借入金の制限）

第百五十六条の五 存続共済会は、借入金をしてはならない。ただし、存続共済会の目的を達成するために必要な場合において、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（昭四四法九三・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一二法二二・一部改正・旧第百五十六条の二繰下、平二三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）、旧法一七三（罰則）
 （余裕金の運用）

第百五十七条 存続共済会の業務上の余裕金は、総務省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

（平一一法一六〇・一部改正、平二三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）、旧法一七三（罰則）、改正省令附三（存続共済会に関する経過措置）、なお効力を有するものとされた旧施行規則一四（資金の運用）

〔関係法令〕 臨時金利調整法一①（金融機関）

〔関係定款〕 定款四三（資金の運用）

*（総務省令への委任）

第百五十七条の二 第百五十六条の二から前条までに定めるもののほか、存続共済会の財務その他その運営に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（昭四四法九三・追加、平一一法一六〇・平一二法二二・一部改正、平二三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）、改正省令附三（存続共済会に関する経過措置）、なお効力を有するものとされた旧施行規則一五の二（会計組織）・一五の三（給付經理の資産の構成割合）・一六の四（準用規定）、昭和四十七年自治省令二附二（給付經理の資産の構成割合の特例）

（給付の種類）

第百五十八条 共済会の行なう給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（以下「共済給付金」という。）とする。

（昭四〇法一〇三・全部改正、平二三法五六・削除）

〔関係定款〕 定款二（目的及び事業）

(年金額の改定)

第百五十八条の二 共済会の行う年金である給付の額は、物価変動率を参酌し、地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる議員報酬額(地方自治法第二百三条に規定する議員報酬の額をいう。)に係る共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

(昭六〇法一〇八・全部改正・平一六法一三三・平二〇法六九・一部改正、平二三法五六・削除)

〔関係条文〕 昭和六〇年法律一〇八附一二一(地方議会議員共済会の年金の額の改定)・附一二四(施行日における地方議会議員共済会の年金の額の改定)、施行法一〇五(互助年金等の額の改定)

〔関係法令〕 昭和六二年政令二二〇・五(地方議会議員共済会の年金の額の改定)、平成二年政令八三・五(地方議会議員共済会の年金の額の改定)・六(平成三年度における年金等の額の改定)・七(平成四年度における年金等の額の改定)・八(平成五年度における年金等の額の改定)・九(平成六年度における年金等の額の改定)、平成七年政令一一八・五(地方議会議員共済会の年金の額の改定)・六(平成一〇年度における年金等

の額の改定)・七(平成一一年度における年金等の額の改定)、平成一五年政令一五八・五(地方議会議員年金の額の改定)、平成一六年政令一一五・五(地方議会議員年金の額の改定)、平成一八年政令一一九、平成二二年政令五九、平成二三年政令四三、平成二三年政令五九、地方自治法二〇三(議員報酬)

(在職期間の合算)

第百五十九条 共済給付金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

2 市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方議会議員としての在職期間は、合算する。

3 前二項の規定により退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき在職期間の計算をするに当たつては、前に退職一時金の基礎となつた在職期間は、算入しない。

(昭四〇法一〇三・平一八法六三・一部改正、平二三法五六・削除)

〔関係条文〕 なお効力を有するものとされた旧法附三六(市町村

の廃置分合等の場合の取扱い）、施行法一〇一③（互助会の会員であつた者の取扱い）

〔関係定款〕定款三一（在職期間）

〔運用方針〕本条関係

〔退職の取扱いに関する特例〕

第百五十九条の二 地方議会議員が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方議会議員であつた在職期間は、引き続いたものとみなし、当該退職に係る共済給付金は、支給しない。

一 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し（当該任期満了による選挙の期日の告示がなされた後当該任期の満了すべき日前に退職した場合を含む）、当該任期満了による選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

二 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、当該議会の解散による一般選挙又は当該選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより行なわれる再選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

三 市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合によ

り退職し、新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙において当選人となり当該新たに設置された市町村の議会の議員となつたとき。

四 市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合又は境界変更の処分により退職し、当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行なわれる市町村の議会の議員の増員選挙において当選人となり当該市町村の議会の議員となつたとき。

2 地方議会議員は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十一条の規定によりその者に係る当選が無効となつた場合には、その無効となつたときに退職したものとみなす。

（昭四〇法一〇三・追加、昭四一法一二三・一部改正、平二

三法五六・削除）

〔関係条文〕旧施行規則一六の六（地方議会議員の任期満了による退職の取扱い）

〔運用方針〕本条関係

〔関係法令〕地方自治法九一④（市町村議会の議員の定数）・

九三（議員の任期）・一二八（失職の時期）、公職選挙法三三（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）・三四（地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等）・一一〇（衆議院比例代表選出議員、参議院比例代表選出議員又は地

方公共団体の議会の議員の再選挙）・一一三（補欠選挙及び増員選挙）・一一七（設置選挙）・二〇二（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）・二〇三（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する訴訟）・二〇九（当選の効力に関する争訟における選挙の無効の決定、裁決又は判決）・二五一（当選人の選挙犯罪による当選無効）・二五一の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）・二五八（地方公共団体の議会の議員の任期の起算）

〔関係定款〕 定款二五（退職の定義）・三一（在職期間）

（併給の禁止）

第百六十条 一の共済会が給する共済給付金については、退職年金と公務傷病年金とは併給しないものとし、退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を給すべきこととなる者には退職一時金又は遺族一時金は給しないものとする。ただし、公務傷病年金を受ける者が再就職し、重度障害が回復した後退職し、又は死亡した場合においては、定款で定めるところにより、公務傷病年金と共済給付金との調整を行なうものとする。

（昭四〇法一〇三・昭五七法六六・一部改正、平二三法五六・削除）

（退職年金）

地方公務員等共済組合法（第一六〇条・第一六一条）

地共法

第百六十一条 退職年金は、地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、平均標準報酬年額（退職の日の属する月以前の地方議会議員であつた期間十二年間における掛金の標準となつた標準報酬月額（第百六十六条に規定する標準報酬月額をいう。第百六十二条第二項において同じ。）の総額を十二で除して得た額をいう。以下この条において同じ。）の百五十分の三十五に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、平均標準報酬年額の百五十分の〇・七に相当する金額を加算した金額とする。

3 在職期間三十年を超える者に給する退職年金の年額は、在職期間三十年として計算する。

4 退職一時金の支給を受けた者でその後再び地方議会議員となつたものに退職年金を給する場合には、退職年金の年額は、前二項及び次条の規定により算定した金額から当該退職一時金の基礎となつた在職期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき平均標準報酬年額の百分の〇・九八に相当する金額を控除した金額とする。

（昭四〇法一〇三・昭四六法一一九・昭四九法九五・平一四

地方公務員等共済組合法（第一六一条の二・第一六一条の三）

法三七・平一八法六三・一部改正、平三三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二（旧退職年金に関する経過措置）・附三（旧退職年金の減額）・附一二②（特例退職年金）、昭和四〇法律一〇三附七④（経過措置）・平一八法六三附三・四（経過措置）・附五（読替え）

〔運用方針〕 本条関係（第四項）

〔関係定款〕 定款二（目的及び事業）・二二（給付の決定）・二二（平均標準報酬年額の算定方法）・二三（年金である共済給付金の支給期間及び支給期月）・二四（年金である共済給付金を受ける権利の消滅等）・二五（退職の定義）・三一（在職期間）・三二（旧退職年金及び特例退職年金の改定）

（重複期間を有する場合の退職年金）

第六十一条の二 在職期間のうち政令で定める年金制度の適用を受ける期間（政令で定める期間に限る。以下この条において「重複期間」という。）を有する地方議会議員に係る退職年金の年額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の年額から、その額に重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の四十に相当する金額を控除した金額とする。

2 重複期間に一年未満の端数がある場合の調整措置その他重複期間の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭四九法九五・追加、昭六〇法一〇八・平一四法三七・一部改正、平三三法五六・削除）

〔関係条文〕 旧施行令六九（重複期間の取扱い）・平一四法三七 附五（経過措置）

〔関係定款〕 二五（退職の定義）・三一（在職期間）

（退職一時金）

第六十一条の三 退職一時金は、地方議会議員が在職三年以上十二年未満で退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金の総額に相当する金額に、次の各号に掲げる者の区分による当該各号に定める割合を乗じて得た金額とする。

一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の四十

二 在職期間が四年を超え八年以下の者 百分の五十

三 在職期間が八年を超え十二年未満の者 百分の六十

（昭四〇法一〇三・追加、昭四九法九五・旧第一六一条の二 繰下、平一四法三七・平一八法六三・一部改正、平三三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附五（旧退職一時金に関する経過措置）・附

六（旧退職一時金の加算の特例）・附一四②（特例退職一時金）、
平一八法六三附三①（経過措置）

〔運用方針〕 本条関係（第二項）

〔関係定款〕 定款二（目的及び事業）・二一（給付の決定）・二五

（退職の定義）・三一（在職期間）

（公務傷病年金）

第百六十二条 公務傷病年金は、地方議会議員が、当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したときに、その者に給するものとする。退職後三年以内に、当該共済会を組織する地方議会議員であつた間における公務に基づく傷病により重度障害の状態となつたときも、同様とする。

2 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を第百六十一条第二項の平均標準報酬額の者に給すべき退職年金の年額（退職一時金の支給を受けた者で前項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、同条第四項の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。第

百六十三条第二項第三号及び第四号において同じ。）に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が第百六十一条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該重度障害の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3 前項の重度障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4 公務に基づく傷病により重度障害の状態となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5 公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来重度障害が回復し、又はその程度が低下することがあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6 前項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、定款で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

（昭四〇法一〇三・昭四五法一〇一・昭四六法一一九・昭四

九法九五・昭五一法五三・昭五七法六六・昭六〇法一〇八・

平一四法三七・一部改正、平三三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附八（旧公務傷病年金に関する経過措置）・附一七②（特例公務傷病年金）、昭和四〇法律一〇三附七④（経過措置）

〔運用方針〕 本条関係（第二項）

〔関係法令〕 恩給法四六（増加恩給）・五〇（有期の増加恩給）

〔関係定款〕 定款二（目的及び事業）・二二（給付の決定）・二二（平均標準報酬年額の算定方法）・二三（年金である共済給付金の支給期間及び支給期月）・二四（年金である共済給付金を受ける権利の消滅等）・三二（旧退職年金及び特例退職年金の改定）・三三（旧公務傷病年金及び特例公務傷病年金の改定等）・三四（共済給付金受給者の書類の提出等）・三七（審査会）・四〇（審査）

（公務傷病年金と傷病補償年金等との調整）

第百六十二条の二 公務傷病年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による傷病補償年金又は障害補償年金に相当する補償（以下この条において「傷病補償年金等」という。）が行われることとなつたときは、当該補償が行われる間、当該公務傷病年金の額のうち前条第二項の規定により加算された金額に相当する金額（当該金額が傷病補償年金等の額を超えるときは、傷病補償年金等の額に相当する金額）の支給を停止する。

（昭四二法二二一・追加、昭五一法二七・一部改正、平二三法五六・削除）

〔関係法令〕 地方公務員災害補償法六九

（遺族年金）

第百六十三条 遺族年金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも同様とする。

2 前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

- 一 地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、これに給すべき退職年金の年額
- 二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く。）においては、当該退職年金の年額
- 三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二

年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

(平二三法五六・削除)

〔関係条文〕 廃止法附九(旧遺族年金に関する経過措置)・附一八②(特例遺族年金)

〔関係定款〕 定款二(目的及び事業)・二二(給付の決定)・二二(平均標準報酬年額の算定方法)・二三(年金である共済給付金の支給期間及び支給期月)・二四(年金である共済給付金を受ける権利の消滅等)・二六(共済給付金を受けるべき遺族の範囲)・二七(共済給付金を受けるべき遺族の順位)・二八(同順位者が二人以上ある場合の給付)・二九・三〇(支払未済の給付の受給者の特例)・三四(共済給付金受給者の書類の提出等)・三七(審査会)・四〇(審査)

地方公務員等共済組合法(第一六三条の二・第一六三条の三)

(公務による遺族年金と遺族補償年金との調整)

第百六十三条の二 前条第二項第四号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による遺族補償年金に相当する補償が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該遺族年金の額のうち、その百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

(昭四二法二二一・追加、平三三法五六・削除)

〔関係法令〕 地方公務員災害補償法六九

(遺族一時金)

第百六十三条の三 遺族一時金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職一時金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。

2 前項の遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、同項の退職一時金の額に相当する金額とする。

(昭四〇法一〇三・追加、昭四二法二二一・旧第一六三条の二繰下、平三三法五六・削除)

〔関係条文〕 廃止法附一〇(旧遺族一時金に関する経過措置)・附一一(旧遺族一時金の加算の特例)・附一九②(特例遺族一時金)

〔関係定款〕 定款二(目的及び事業)・二二(給付の決定)・二六(共済給付金を受けるべき遺族の範囲)・二七(共済給付金を受

けるべき遺族の順位）・二八（同順位者が二人以上ある場合の給付）・二九・三〇（支払未済の給付の受給者の特例）・三一

（在職期間）・三七（審査会）・四〇（審査）

（退職年金等の停止）

第百六十四條 退職年金は、これを受ける者が六十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2 退職年金を受ける者が恩給法別表第一号表ノ二に掲げる程度の重度障害の状態にあるときは、その者が六十五歳未満であつても、その状態にある間、前項の規定による停止は、行わない。

3 退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、实在職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

（昭四二法一〇五・昭四八法七五・昭五七法六六・昭六〇法

一〇八・平七法五二・一部改正、平二三法五六・削除）

〔関係条文〕 平成七年法律五二附五（経過措置）

〔運用方針〕 本条関係（第三項）

〔関係定款〕 定款二三（年金である共済給付金の支給期間及び支給期月）・三二（在職期間）

第百六十四條の二 退職年金は、その年額が平均的な退職

年金の給付の状況、掛金及び特別掛金の負担の状況その他の状況を勘案して政令で定める金額（以下この条において「支給停止基準額」という。）以上の場合であつて、これを受ける者の前年における所得金額（退職年金並びに地方自治法第二百三条に規定する議員報酬（以下「議員報酬」という。）、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該退職年金の基礎となつた在職期間に係るものの金額を除く。以下この項において同じ。）が五百万円を超えるときは、当該退職年金の年額とその者の前年における所得金額との合計額から支給停止基準額と五百万円との合計額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項の場合における退職年金の支給額が支給停止基準額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該支給停止基準額を退職年金の支給額とする。

3 第一項に規定する所得金額の計算については、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例による。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭六〇法一〇八・追加、平一四法三七・全部改正、平一八

法六三・平二〇法六九・一部改正、平二三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附四①（高額所得による旧退職年金の支給停止）、旧施行令六九の二（高額所得による退職年金の支給停止基準額等）

（給付の制限）

第百六十四条の三 地方議会議員若しくは地方議会議員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は地方議会議員が除名された場合には、政令で定めるところにより、その者には、その地方議会議員であつた在職期間に係る共済給付金の全部又は一部の支給を行なわないことができる。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、政令で定めるところにより、その者には、遺族給付の一部を行なわないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその地方議会議員であつた在職期間に係る年金である共済給付金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

（昭四七法八二・追加、昭六〇法一〇八・一部改正、平二三

法五六・削除）

〔関係条文〕 旧施行令七〇（給付の制限）

〔関係法令〕 刑法一二（懲役）・二三（禁錮）

〔関係定款〕 定款二三（年金である共済給付金の支給期間及び支

給期月）

（退職年金等の改定）

第百六十五条 第百五十九条第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

（平一三法五六・削除）

〔関係条文〕 旧法一五九②（在職期間の合算）

〔関係定款〕 定款三一（在職期間）・三二（旧退職年金及び特別退職年金の改定）・三三（旧公務傷病年金及び特別公務傷病年金の改定等）

（掛金及び特別掛金）

第百六十六条 地方議会議員は、定款で定めるところにより、共済給付金の給付に要する費用に充てるため、共済会に、掛金及び特別掛金を納めなければならない。

2 前項の掛金の額は、地方議会議員の議員報酬の額（一の地方公共団体の議会の議員については、その議員報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて）に基つき定款で定める標準報酬月額に定款で定める率を乗じて得た金額とする。

3 第一項の特別掛金の額は、地方議会議員の期末手当（地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当をいう）

以下この条において同じ。）の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に定款で定める率を乗じて得た金額とする。

4 前二項に規定する定款で定める率は、都道府県議会議員共済会にあつては都道府県議会議員共済会を組織する地方議会議員を単位として、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会及び町村議会議員共済会を組織するすべての地方議会議員を単位として算定するものとする。

5 第二項に規定する掛金の額及び第三項に規定する特別掛金の額については、共済会の給付の実績及び将来の給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも四年ごとに再計算を行うものとする。

6 地方議会議員の議員報酬の支給機関は、議員報酬を支給する際地方議会議員の議員報酬から第二項に規定する掛金に相当する金額を控除して、これを地方議会議員に代わつて共済会に払い込まなければならない。

7 前項の規定は、特別掛金について準用する。この場合において、同項中「議員報酬」とあるのは「期末手当」と、「第二項に規定する掛金」とあるのは「第三項に規定する特別掛金」と読み替えるものとする。

（昭四〇法一〇三・昭四六法一一九・昭四九法九五・平七法

五二・平一八法六三・平二〇法六九二部改正、平一三法五六・

削除）

〔関係条文〕 廃止法附二五（旧共済会の掛金等の徴収に関する経過措置）旧法附三五（互助会に係る掛金の経過措置）、昭和四

〇年法律一〇三附七⑤（掛金の経過措置）

〔関係法令〕 地方自治法二〇三④（議員報酬及び費用弁償）

〔関係定款〕 定款二二（平均標準報酬年額の算定方法）・三七・

三八（審査会）・四〇（審査）、平成二三年五月三一日総行福第

二〇九号附二（掛金、特別掛金及び負担金に関する経過措置）

*（地方公共団体の負担金）

第百六十七条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する

法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規則する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金（以下「旧共済給付金」という。）並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例

遺族一時金（以下「特例共済給付金」という。）の給付に要する費用は、同法の施行の際現に存続共済会が保有する同法による改正前の第百五十八条に規定する共済給付金の給付のための業務上の余裕金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

2 前項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべき金額は、総務省令で定める。

3 存続共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。

4 前項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

（昭四〇法一〇三・昭四六法一九・平七法五二・平一一法

一六〇・一部改正、平二三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）、改正省令附二（平成二十三年六月から平成二十四年三月までの地方公共団体の負担金）、旧施行規則一五（地方公共団体の負担金）

〔運用方針〕 本条関係（施行規則第一五条第二項）

〔関係定款〕 定款三六（負担金）、平成二三年五月三二日総行福

第二〇九号附二（掛金、特別掛金及び負担金に関する経過措置）

（財政調整）

第百六十七條の二*

市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会は、旧共済給付金及び特例共済給付金の給

付の円滑な実施を図るため、政令で定めるところにより、市議会議員存続共済会にあつては町村議会議員存続共済会に對して、町村議会議員存続共済会にあつては市議会議員存続共済会に對して、それぞれ拠出金の拠出を行うものとする。

（平一八法六三・追加、平二三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）、なお効力を有するものとされた旧施行令、七一の二（支給安定化拠出金）・七一の三（拠出金を拠出することにより積立金の額が基準積立金額を下回る場合の特例）

（給付を受ける権利の保護）

第百六十七條の三 共済給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である共済給付金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職年金又は退職一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（昭四七法八二・追加、昭四八法七五・平一一法五六・一部改正、平一八法六三・旧第百六十七條の二枠下、平一九法五八・一部改正、平二三法五六・削除）

〔関係法令〕 廃止法附三四（株式会社日本政策金融公庫が行う

恩給担保金融に関する法律の一部改正・附三五（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置）、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律二（担保に供する恩給等の範囲）、沖縄振興開発金融公庫法一九⑤（担保として貸付をする場合の準用）

（非課税）

第百六十八條 公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（昭四〇法一〇三・一部改正、平二三法五六・削除）

（時効）

第百六十九條 共済給付金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効は、第百六十四条第一項の規定により退職年金の支給を停止される者の当該退職年金については、その者が六十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。

3 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける権利

を有する者が再就職に係る職を退職した日において六十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

（昭四〇法一〇三・昭六〇法一〇八・平七法五二・一部改正、平二三法五六・削除）

〔関係条文〕平成七年法律五二附五（経過措置）

〔運用方針〕本条関係（第一項）

〔関係法令〕民法一四七（時効の中断事由）・一四八（時効の中断の効力が及ぶ者の範囲）・一四九（裁判上の請求）・一五〇（支払督促）・一五一（和解及び調停の申立て）・一五二（破産手続参加等）・一五三（催告）・一五四（差押え、仮差押え及び仮処分）・一五五（同前）・一五六（承認）・一五七（中断後の時効の進行）・一六七（債権等の消滅時効）・一六九（定期給付債権の短期消滅時効）

*（監督）

第百七十條 存続共済会の業務の執行は、総務大臣が監督する。

2 存続共済会は、総務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を総務大臣に提出しなければならない。

3 総務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に存続共済会の業務及び財産の状況を監査させるものとす

る。

4 総務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、存続共済会に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(昭四九法九五・平一一法一六〇・平一二法二二・一部改正、平二三法五六・削除)

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）・附二九（罰則に関する経過措置）、旧法一七二・一七三（罰則）、なお効力を有するものとされた旧施行規則一六（事業報告書）・一六の五（準用規定）

〔関係定款〕 定款四二（事業計画及び決算）・四三（資金の運用）・四五（監査）・四六（監査報告書）

* (地方公共団体の報告等)

〔第七十條の二〕 地方公共団体は、政令で定めるところにより、地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）の異動、議員報酬等に関し、存続共済会に報告し、又は文書を提示し、その他存続共済会の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

(昭四一法一二三・追加、平二〇法六九・一部改正、平二三法五六・削除)

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）、なお効力を有するものとされた旧施行令七二（共済会に係る地方公共団体の報告

等）、なお効力を有するものとされた旧施行規則一六の三（地方公共団体の報告等）

* (資料の提供)

〔第七十條の三〕 存続共済会は、年金である給付に関する処分に必要があると認めるときは、地方議会議員が有する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の第六十一条の二第一項（同法附則第十二条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する政令で定める年金制度の適用を受ける期間につき、当該政令で定める年金制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(平一四法三七・追加、平二三法五六・削除)

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）

* (総務省令への委任)

〔第七十一條〕 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(平一二法一六〇・一部改正、平一三法五六・削除)

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）、なお効力を有するものとされた旧一七（市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継）

(罰則)

第七十二條 第七十條第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

（昭五七法八〇・二部改正、平三三法五六・削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）・附二九（罰則に関する経過措置）

第七十三條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした共済会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五十二條第二項又は第五十六條の五の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第五十三條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第五十七條の規定による総務省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 四 第七十條第四項の規定による総務大臣の命令に違反したとき。

（昭四四法九三・昭四九法九五・昭五七法八〇・平六法九九・

平一一法一六〇・平一二法二二・一部改正、平二三法五六・

削除）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）・附二九（罰則に関する経過措置）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三百三十二條第一項、第二項及び第四項、附則第三條第三項及び第四項、附則第五條第一項から第七項まで、附則第六條第一項から第七項まで、附則第七條、附則第八條、附則第九條第一項から第四項まで、附則第十條第二項、附則第二十九條、附則第三十三條並びに附則第四十二條の規定は、公布の日から施行する。

（法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）
- 二 市町村職員共済組合法
- 三 地方議會議員互助年金法（昭和三十六年法律第百二十五号）

〔関係条文〕 施行令附二（政令の廃止）、施行規則附二（命令の廃止）

（共済会の設立）

第十条 旧地方議會議員互助年金法第二條の規定により組

織された都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会（以下「互助会」という。）は、施行日において、それぞれ第百五十一条の規定により設けられた都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 互助会の会長は、施行日の前日までに互助会の代議員会の議決を経て、第百五十二条の規定の例により共済会の定款を定め、当該定款について自治大臣の認可を受けなければならない。

3 互助会の役員は、施行日において、それぞれ共済会の役員となるものとする。

（平一三法五六・削除）

（従前の給付等）

第十三条 この附則（附則第四十条の規定に基づく別に定める法律を含む。）に別段の規定があるもののほか、施行日前に国家公務員共済組合法、旧市町村職員共済組合法、健康保険法、船員保険法並びに旧町村職員恩給組合の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定に基づいてした給付、審査の請求その他の行為又は手続で施行日以後その法令上の効力が失われるものは、この法律中の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

（平一三法五六・一部改正）

（運用方針）本条関係

（互助会に係る掛金に関する経過措置）

第三十五条 互助会の会員であつた期間を有する共済会を組織する地方議会議員で当該互助会の会員であつた期間に係る互助会の掛金の全部又は一部を互助会に納めていないものは、当該未納金に相当する金額に利息を付して、施行日（同日後共済会を組織する地方議会議員となつた者にあつては、そのなつた日。次項において同じ。）から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならない。

2 昭和三十六年七月一日から施行日の前日までの間に於ける地方議会議員としての在職期間（互助会の会員であつた期間を除く。）を有する共済会を組織する地方議会議員は、当該在職期間を互助会の会員であつたものとみなして旧地方議会議員互助年金法第十二条の規定を適用して算定した互助会の掛金に相当する金額を、施行日から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならない。

3 第一項に規定する利息の計算については 政令で定める。

（平一三法五六・削除）

地方公務員等共済組合法（附則第三六条・附則第三九条・附則第四〇条・附則第四二条・附則第七一条・改正附則）

〔関係条文〕 施行法一〇一②（第二項の払込をしない者の取扱

い）、旧施行令附三八（互助会の未納掛金の利息計算）・附七五

（第一項の未納掛金の払込をしない者の取扱）

***（市町村の廃置分合等の場合の取扱い）**

第三十六条

市町村の廃置分合その他これに準ずる処分に伴う組合又は存続共済会の権利義務の承継その他この法律の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（昭四六法八三・平二三法五六・一部改正）

〔関係条文〕 廃止法附二三（存続共済会）、なお効力を有するも

のとされた旧施行令附三九（市町村の廃置分合に伴う共済会の

権利義務の承継）、施行令附四〇～四二（都市共済組合の設置

等）・附四三～四五（適用除外市町村の廃置分合に伴う短期給

付の適用関係）・附四六～五〇（権利義務の承継等）、なお効力

を有するものとされた旧施行規則一七（市町村の廃置分合等に伴

う共済会の権利義務の承継）

（従前の行為に対する罰則の適用）

第三十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

（長期給付に関する経過措置）

第四十条 この附則に定めるもののほか、長期給付に関す

る規定の施行に関して必要な事項は、別に法律で定める。

（昭三九法一五二・昭四〇法一〇三・昭五七法七三・平二三

法五六・一部改正）

〔関係条文〕 施行法二（施行法の趣旨）

（政令への委任）

第四十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の

施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（通算年金通則法の一部改正）

第七十一条 通算年金通則法の一部を次のように改正す

る。

第三条第五号を次のように改める。

五 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第五百十

二号）（第十一章を除く。）

附 則（昭和三十九年七月六日法律第一五二号）抄

（昭五八法八二・改正）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行

日」という。）から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和四〇年六月一日法律第一〇三号）抄

（昭五七法六六・改正）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日（以下「施行日」

という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中地方公務員等共済組合法第百十三條、第百四十二條及び附則第十一條の改正規定

第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法目次、第十章の章名、第百三十條及び第百三十八條の改正規定並びに同法第百三十條の次に二條を加える改正規定

次条第一項の規定

二 第一条中地方公務員等共済組合法第百五十二條、第百五十八條、第百五十九條、第百六十條、第百六十一條、第百六十二條、第百六十六條から第百六十九條まで及び附則第四十條の改正規定並びに同法第百五十九條の次に一條を加える改正規定、同法第百六十一條の次に一條を加える改正

この法律の公布の日

規定及び同法第百六十三條の次に一條を加える改正規定

第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一條、第百四十一條及び第百四十二條の改正規定

附則第七條の規定

昭和四十年六月一日

(地方議會議員の年金制度の改正に伴う経過措置等)

第七條 改正後の法の規定による退職一時金については、昭和二十二年四月三十日から昭和四十年五月三十一日までの間における地方議會議員としての在職期間は、改正後の法の規定による地方議會議員としての在職期間とみなし、改正後の法の在職期間の計算に関する規定を適用する。

2 改正後の法第百六十六條第二項の規定は、昭和四十年六月分以後の掛金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

3 昭和四十年五月三十一日以前における地方議會議員としての在職期間を有する者に対し改正後の法第百六十一條の第二項の規定を適用する場合においては、その者の同日以前における在職期間に係る掛金は、同項の掛金の総額に算入しない。

4 昭和四十年五月三十一日以前における地方議会議員としての在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第六十一条第四項の規定を適用する場合には、同日以前における地方議会議員としての在職期間は、同項の退職一時金の基礎となつた在職期間に含まないものとする。同日以前における地方議会議員としての在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第六十二条第二項の規定を適用する場合においても、また同様とする。

5 この法律による地方議会議員の年金制度の改正に伴う掛金率の改定は、一時金である共済給付金の給付に要する費用に充てるために行なわれるものであつて、共済給付金の支給の実績に照らし、改正後の法第六十七条の規定による地方公共団体の負担が加重されるおそれが生じた場合においては、当該掛金率等につき、必要に応じ、検討されるべきものとする。

附 則 （昭和四一年七月八日法律第二二三号） 抄

（昭五七法六六・改正）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 次に掲げる規定 昭和四十一年十月一日

イ 第一条中地方公務員等共済組合法第七十四条、第百五十八条及び第七十条の次にそれぞれ一条を加える改正規定並びに同法第百五十九条の二の改正規定

ロ 第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二条第四項、第三条、第三条の三、第七条第一項、第七条の二、第十条、第十三条第一項及び第五十七条の改正規定（同条第二項の改正規定を除く。）並びに同法第百三十一条第二項の改正規定

ハ 附則第五条から第七条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定

二 第一条中地方公務員等共済組合法第九条、第十三条第六項、第三十条第二項及び第三十八条第一項の改正規定 昭和四十一年十二月一日

三 第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第五十七条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条の規定 昭和四十二年一月一日

附 則 （昭和四二年七月三二日法律第二〇五号） 抄

（昭六〇法一〇八・改正）

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

(ただし書略)

(共済会が支給する退職年金の停止に関する経過措置)

第四条 附則第二条の規定による改正後の新法第六十四

条第二項の規定は、この法律の公布の日前に給付事由が生じた退職年金についても、同日の属する月の翌月分以後適用する。

附 則 (昭和四十二年八月一日法律第一二二号) 抄

(昭五七法六六・改正)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。(ただし書略)

附 則 (昭和四四年二月一六日法律第九三号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(ただし書略)

附 則 (昭和四五年五月二六日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年五月二九日法律第八三号) 抄

(昭五四法七三・改正)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

(ただし書略)

附 則 (昭和四六年二月一四日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

2 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第六十六条第二項の規定は、昭和四十七年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

3 改正後の法第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額(同法第六十二条第二項において平均標準報酬年額とみなされる額を含む。)を算定する場合においては、改正後の法第六十一条第二項に規定する掛金の標準となつた標準報酬月額には、昭和四十七年四月一日前の期間に係る当該標準報酬月額は算入せず、また、地方議会議員であつた期間の月数には、同日前の期間は算入しない。この場合において、同年四月以後の地方議会議員であつた期間の月数が三十六に満たないときにおける改正後の法第六十一条第二項及び第六十二条第二項の規定の適用については、改正後の法第六十一条第二

項中「三十六」とあるのは「昭和四十七年四月以後の地方議会議員であつた期間の月数」と、改正後の法第百六十二条第二項中「当該在職期間」とあるのは「昭和四十七年四月以後の地方議会議員であつた期間」とする。

附 則 （昭和四十七年六月二二日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第六条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律

（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

（略）

附 則 （昭和四十八年八月一〇日法律第六九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、労働災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日（昭和四十八年二月一日）から施行する。（ただし書略）

附 則 （昭和四十八年九月一日法律第七五号）抄

（昭四八法六九・昭四八法七六・昭六〇法一〇八・改正）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中地方公務員等共済組合法第百四十条、第百四十四条の二、第百六十七条の二及び附則第十一条の改正規定（中略） この法律の公布の日

二（略）

（共済会が支給する退職年金の停止に関する経過措置）

第六条 改正後の法第百六十四条第二項の規定は、施行日前に給付事由が生じた退職年金についても、昭和四十八年十月分以後適用する。

附 則 （昭和四十九年六月二五日法律九五号）抄

（昭四九法一〇〇・昭五四法七三・昭五七法六六・昭六〇法

一〇八・改正）

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。（ただし書略）

（昭四九法一〇〇・一部改正）

（共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額に関する経過措置）

第七条 改正後の法第百六十一条第二項及び第百六十二条第二項の規定は、昭和四十七年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた年金たる共済給付金につ

いても、施行日の属する月以後の月分として支給すべき年金たる共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額について適用し、同日の属する月前の月分として支給すべき年金たる共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額については、なお従前の例による。

(重複期間を有する地方議会議員の年金額の調整に関する経過措置)

第八条 改正後の法第六十一条の二の規定は、同条第一項に規定する重複期間のうち施行日以後の重複期間に限り、適用する。

附 則 (昭和四九年六月二七日法律第一〇〇号)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月二五日法律第二七号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。
(ただし書略)

附 則 (昭和五一年六月三日法律第五三号) 抄
(昭五七法六六・昭六〇法一〇八・改正)

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。
(ただし書略)

附 則 (昭和五四年二月二八日法律第七三号) 抄

(昭五六法七三・昭五七法六六・昭六〇法一〇八・改正)

(施行期日等)
第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。
(ただし書略)

附 則 (昭和五六年六月九日法律第七三号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(ただし書略)
附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。
附 則 (昭和五七年八月一七日法律第八〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲以内において政令で定める日から施行する。

(後略)
(関係条文) 昭和五七年政令二九二(施行期日) 昭和五八年二月一日)

附 則 (昭和六〇年二月二七日法律第一〇八号) 抄
(平元法八七・平元法九六・平六法九九・平八法八二・平九法四八・平二〇年六九・改正)

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。
(施行日前に給付事由が生じた給付に対する一般的経過)

措置

第三条 別段の定めがあるもののほか、新共済法及び新施行法の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

〔運用方針〕 本条関係

（地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第二百一十一条 新共済法第五十八条の二の規定は、同条に規定する共済会の行う年金である給付でその給付事由が施行日前にあるものの額についても適用する。

（重複期間を有する場合の地方議会議員の退職年金に関する経過措置）

第二百二十二条 新共済法第六十一条の二の規定は、旧共済法第六十一条の二第一項に規定する重複期間を有する地方議会議員（新共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下附則第二百二十四条までにおいて同じ。）に係る退職年金（新共済法第六十一条の規定による退職年金をいう。以下附則第二百二十四条までにおいて「地方議会議員の退職年金」という。）で施行日以後に給付事由が生じたものについて適用し、施行日前に給付事由が生じた地方議会議員の退職年金について

は、なお従前の例による。

（地方議会議員の退職年金の支給の停止に関する経過措置）

第二百二十三条 新共済法第六十四条及び第六十九条の規定は、地方議会議員であつた者で施行日前に地方議会議員であつた期間を有しないものに係る地方議会議員の退職年金の年齢による支給の停止について適用し、施行日前に地方議会議員であつた期間を有する者に係る地方議会議員の退職年金の年齢による支給の停止については、なお従前の例による。

2 新共済法第六十四条の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた地方議会議員の退職年金についても、適用する。この場合において、同条の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔関係条文〕 昭和六一年政令五八・八八（地方議会議員の退職年金の支給の停止に関する経過措置）

（施行日における地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第二百二十四条 地方議会議員であつた者に係る地方議会議員の退職年金並びに新共済法第十一章の規定による公務員傷病年金及び遺族年金のうち昭和五十九年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。）に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る新施行法第三百三条に規定する互助年金については、昭和六十年度におい

て給与に関する法令の規定の改正の措置が講じられたときは、政令で定めるところにより、施行日の属する月分以後、その額を、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この条において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた新共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額として政令で定める額に三・四に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十九年度の年度平均の物価指数の比率及び昭和六十年における給与に関する法令の規定の改正の措置を勘案して政令で定める率を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を新共済法第六十一条第二項に規定する標準報酬

年額（新共済法第六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、新共済法第十一章又は新施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、新施行法第百四条第一項又は第四項の規定により支給される年金である共済給付金について準用する。

3 前二項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

〔関係条文〕昭和六一年政令五八・八九（施行日における地方議会議員共済会の年金の額の改定）、旧施行規則五の一八（沖繩の立法院議員であつた者等の昭和三十七年十二月一日における標準報酬月額）

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔関係条文〕昭和六一年政令五八・八六（掛金の徴収に関する経過措置）・八七（任意継続組合員に係る給付に関する経過措置）

附 則 （平成元年二月二日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 （平成元年二月二八日法律第九六号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（ただし書略）

（平成元年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定の特例）

第七条 平成元年四月分以後の共済会（法第百五十一条第

一項に規定する共済会をいう。以下この条において同じ。）の行う年金である給付の額は、地方議会議員（同項に規定する地方議会議員をいう。以下この条において同じ。）であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる報酬額に係る共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、改定の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成六年一月一六日法律第九九号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員等共済組合法第四十四条第一項、第百十四条第四項及び附則第三十三条の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 この法律の公布の日属する月の翌月の初日

二 第一条中地方公務員等共済組合法第百四十八条、第百四十九条及び第百七十三条の改正規定並びに附則第三十一条の規定 この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条の規定（次号に掲げる規定を除く）、第四条の規定及び第六条の規定並びに附則第三条、第六条第四項、第七条、第十条及び第十三条の規定 平成七年四月一日

四 第二条中地方公務員等共済組合法附則第二十六条の次に二条を加える改正規定及び附則第九条の規定 平成十年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行（附則第一条第一項第二号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成七年三月三二日法律第五二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(地方議会議員の退職年金の支給の停止に関する経過措置)

第四条 改正後の法第百六十四条第一項及び第二項並びに

第百六十九条第二項及び第三項の規定は、地方議会議員

(改正後の法第百五十一条第一項に規定する地方議会議

員をいう。以下この条及び次条において同じ。)であつ

た者で施行日前に地方議会議員であつた期間を有しない

ものに係る退職年金(改正後の法第百六十一条の規定に

よる退職年金をいう。以下この条において同じ。)の年

齢による支給の停止について適用し、施行日前に地方議

会議員であつた期間を有する者に係る退職年金の年齢に

よる支給の停止については、なお従前の例による。

第五条 地方議会議員であつた者で施行日前に地方議会議

員であつた期間を有しないものうち次の表の上欄に掲

げる者であるものに対する改正後の法第百六十四条第一

項及び第二項並びに第百六十九条第二項及び第三項の規

定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応

じ、これらの規定中「六十五歳」とあるのは、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十年四月一日以前に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

(地方議会議員の特別掛金に関する経過措置)

第六条 改正後の法第百六十六条第三項及び同条第六項に

おいて準用する同条第五項の規定は、施行日以後に支給

される期末手当(同条第三項に規定する期末手当をい

う。)について適用する。

附則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。(後

略)

附則 (平成九年五月九日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。(後

略)

附則 (平成一一年五月二八日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

（ただし書略）

附 則 （平成二十一年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。（ただし書略）

附 則 （平成二十二年三月三十一日法律第二二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方公務員等共済組合法第二十二條の改正規定、同法第五十三條第十号の二の次に一号を加える改正規定、同法第七十條の二の次に一号を加える改正規定、同法第七十一條及び第百十三條第三項第一号の改正規定、同法第百四十二條第二項の表の改正規定、同法第百五十六條の二を同法第百五十六條の五とし、同法第百五十七條の二及び第百七十三條第一号の改正規定、同法附則第十四條の四の二の見出し及び同條第一項の改正規定並びに同法附則第十八條第六項及び附則第三十條の二の改正規定並びに次條及び附則第三條の規定 公布の日

（共済組合等の決算等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第二十二條第二項及び第三項並びに第百五十六條の四第二項及び第三項の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係るこれらの規定に規定する書類から適用する。

2 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百五十六條の三の規定は、平成十二年四月一日に始まる事業年度に係る事業計画及び予算から適用する。

附 則 （平成一四年五月一〇日法律第三七号）

（平一八法六三・改正）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（共済給付金に関する一般的経過措置）

第二条 改正後の地方公務員等共済組合法（以下「新共済法」という。）の規定（第百七十条の三の規定を除く。）及び附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（以下この条において「共済給付金」という。）（施行日以後に地方議会議員であった期

間を有しない者に係る公務傷病年金及び施行日以後に地方議会議員であった期間を有しない者で退職年金又は公務傷病年金を受けていたものに係る遺族年金（以下この条において「特定公務傷病年金等」という。）を除く。）について適用し、施行日前に給付事由が生じた共済給付金及び施行日以後に給付事由が生じた特定公務傷病年金等については、なお従前の例による。

（平均標準報酬年額の算定に関する経過措置）

第三条 平成十四年四月以後の地方議会議員であった期間が十二年に満たない場合における新共済法第六十一条第二項及び第六十二条第二項の規定の適用については、新共済法第六十一条第二項中「十二年間」とあるのは「平成十四年四月以後の期間に限る。」と、「十二で除して」とあるのは「平成十四年四月以後の地方議会議員であった期間の月数で除して得た額に十二を乗じて」と、新共済法第六十二条第二項中「当該在職期間」とあるのは「平成十四年四月以後の地方議会議員であった期間」とする。

第四条 削除

（平一八法六三・削除）

（重複期間を有する者に係る退職年金の年額の調整に関する経過措置）

第五条 新共済法第六十一条の二第一項に規定する者が施行日前の同項に規定する重複期間（以下この条において「重複期間」という。）を有するときは、その者に係る退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、新共済法第六十一条第二項の規定により算定した退職年金の年額（以下この条において「退職年金基本年額」という。）から、次の各号に掲げる金額の合算額を控除した金額とする。

一 退職年金基本年額に施行日前の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十五に相当する金額

二 退職年金基本年額に施行日以後の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の四十に相当する金額

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第六条 市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第四条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法」に、「百五十分の五十」を「百五十分の四十五」に改め、同項の表中「百

五十分の三十三」を「百五十分の三十」に、「百五十分の三十七」を「百五十分の三十三」に、「百五十分の四十一」を「百五十分の三十七」に、「百五十分の四十五」を「百五十分の四十一」に改める。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年六月三日法律第一三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は平成十六年十月一日から施行する。

（ただし書略）

附 則 （平成二八年六月二日法律第五〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。（ただし書略）

（一般社団・財団法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）は、平成一九年九月政令第二七五号で平成二〇年二月一日から施行）

附 則 （平成二八年六月一四日法律第六三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第百六十六条の改正規定及び第百六十七条の二

を第百六十七条の三とし、第百六十七条の次に一条を加える改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

（退職年金等に関する一般的経過措置）

第二条 この法律による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「新法」という。）第百六十一条及び第百六十四条の二、附則第九条の規定による改正後の旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の二第二項及び第三項並びに附則第十一条の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十条第二項及び第三項の規定は、平成十九年四月分以後の月分の退職年金について適用し、平成十九年三月分以前の月分の退職年金については、なお従前の例による。

2 新法第百六十一条の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた退職一時金について適用し、施行日前に給付事由が生じた退職一時金については、なお従前の例による。

3 新法の規定中公務傷病年金に関する部分は、施行日以後に地方議会議員である期間を有する者が受ける公務傷病年金について適用し、施行日以後に地方議会議員である期間を有しない者が受ける公務傷病年金（次項及び次

条第三項において「特定公務傷病年金」という。）については、なお従前の例による。

4 新法の規定中遺族年金に関する部分は、施行日以後に給付事由が生じる遺族年金（特定公務傷病年金に係るものを除く。）について適用し、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び施行日以後に給付事由が生じる遺族年金で特定公務傷病年金に係るものについては、なお従前の例による。

5 新法の規定中遺族一時金に関する部分は、施行日以後に給付事由が生じる遺族一時金について適用し、施行日前に給付事由が生じた遺族一時金については、なお従前の例による。

（施行日以後に給付事由が生じる退職年金等で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者が受けるものに関する経過措置）

第三条 施行日以後に給付事由が生じる退職年金又は退職一時金で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者が受けるものに対する新法第六十一条又は第六十一条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十一条第二項	百五十分の三十五	百五十分の三十六
第六十一条第四項	百五十分の〇・七	百五十分の〇・七二
第六十一条の三第	百分の〇・九八	百分の一・〇
二項	百分の四十九	百分の五十七
	百分の五十六	百分の五十七
	百分の六十三	百分の六十四

2 施行日以後に地方議会議員である期間を有し、かつ、施行日前にも地方議会議員であった期間を有する者が受ける公務傷病年金に対する新法第六十二条第二項の規定の適用については、同項中「第六十一条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第六十一条第二項」と、「第六十一条の三」とあるのは「同法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第六十一条の三」とする。

3 施行日以後に給付事由が生じる遺族年金（特定公務傷病年金に係るものを除く。）で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に係るものに対する新法第六十三条第二項の規定の適用については、同項第三号中「第六十一条」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号。以下こ

の号及び次号において「平成十八年地共済改正法」という。）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」と、「給すべき退職年金の年額」とあるのは「給すべき退職年金の年額（退職一時金の支給を受けた者で第百六十二条第一項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条第四項の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。次号において同じ。）」と、「同条」とあるのは「平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」と、同項第四号中「第百六十一条」とあるのは「平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」とする。

（平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金に関する経過措置）

第四条 平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する新法第百六十一条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十一条第二項	百五十分の三十五	百五十分の四十・五
第百六十一条第三項	百五十分の〇・七	百五十分の〇・八一
第百六十一条第四項	三十年	五十年
	百分の〇・九八	百分の一・二三

（なお従前の例によることとされている退職年金に関する読替え）

第五条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二百二十二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金を含む。）のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十一条（附則第八条において「平成十四年改正前地共済法第百六十一条」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法第百六十一条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十二条第二項	百五十分の五十	百五十分の四十五
	百五十分の一	百五十分の〇・九
第百六十一条第四項	百分の一・四	百分の一・二六

(地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

(地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)次項において「平成十四年地共済改正法」という。附則第四条第一項の規定により読み替えて適用されるこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法(次項において「旧法」という)第百六十一条の規定の適用を受けた者の退職年金のうち平成十九年三月分以前の月分の退職年金については、なお従前の例による。

2 平成十四年地共済改正法附則第四条第二項の規定によ

り読み替えて適用される旧法第百六十一条の三の規定の適用を受けた者の退職一時金で施行日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

(施行日前に給付事由が生じた退職年金の額に関する特例)

第八条 施行日前に給付事由が生じた退職年金については、附則第四条の規定により読み替えて適用される新法第百六十一条又は附則第五条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正前地共済法第百六十一条の規定により算定した退職年金の額が、平均的な退職年金の額の状態、退職年金の額の分布状況その他の状況を勘案して政令で定める額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該政令で定める額に相当する金額を退職年金の額とする。

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第九条 旧市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第四条第一項」を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十三号)次項において「平

成十八年地共済改正法」という。）附則第三条第一項に、「百五十分の四十五」を「百五十分の三十六」に改め、同項の表中「百五十分の三十」を「百五十分の二十四」に、「百五十分の三十三」を「百五十分の二十七」に、「百五十分の三十七」を「百五十分の三十」に、「百五十分の四十一」を「百五十分の三十三」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する平成十八年地共済改正法附則第四条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十・五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十七

（なお従前の例によることとされている旧市町村の合併の特例に関する法律第七条の二第二項の読替え）

第十条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定により

なお従前の例によることとされている退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する同条の規定によりなお従前の例によることとされている同法附則第六条の規定による改正前の旧市町村の合併の特例に関する法律第七条の二第二項の規定の適用については、同項中「地方公務員等共済組合法第六十一条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号）附則第五条の規定により読み替えて適用される地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十一条第二項」と、「百五十分の五十」とあるのは「百五十分の四十五」と、同項の表中「百五十分の三十三」とあるのは「百五十分の三十」と、「百五十分の三十七」とあるのは「百五十分の三十三」と、「百五十分の四十一」とあるのは「百五十分の三十七」と、「百五十分の四十五」とあるのは「百五十分の四十一」とする。

（市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正）
 第十一条 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「地方公務員等共済組合法の一部を改

正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第四条第一項を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号。次項において「平成十八年地共済改正法」という。）附則第三条第一項」に、「百五十分の四十五」を「百五十分の三十六」に改め、同項の表中「百五十分の三十」を「百五十分の二十四」に、「百五十分の三十三」を「百五十分の二十七」に、「百五十分の三十七」を「百五十分の三十」に、「百五十分の四十一」を「百五十分の三十三」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する平成十八年地共済改正法附則第四条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十・五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十七

（政令への委任）

地方公務員等共済組合法（改正附則）

地共法

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年五月二五日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（ただし書略）

附則（平成二〇年六月一八日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二〇年政令第二五三号で平成二〇年九月一日から施行）

附則（平成二三年五月二七日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、同年九月一日から施行する。

（旧退職年金に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるもののほか、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じたこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧法」という。）第六十一条第一項に規定する退職年金（以下「旧退職年金」という。）については、なお従前の例

による。

（旧退職年金の減額）

第三条 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金の年額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職年金に関する法令の規定により算定した金額が二百万円を超える場合にあっては、当該算定した金額から、その金額から二百万円を控除して得た額に百分の十を乗じて得た金額を減じて得た金額とする。

（高額所得による旧退職年金の支給停止）

第四条 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第六十四条の二の規定は、適用しない。

2 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額（旧退職年金並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となった在職期間に係るものの金額を除く。）との合計額が七百万円を超える場合は、当該合計額から七百万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金

額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧退職年金の年額に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する前年における所得金額の計算については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額の計算に関する同法の規定の例による。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定による旧退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

（旧退職一時金に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十一条の三第一項に規定する退職一時金（以下「旧退職一時金」という。）については、なお従前の例による。

（旧退職一時金の加算の特例）

第六条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職一時金（施行日前に支給されたものを含む。）の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧退職一時金調整額を加えた金額とし、旧退職一時金調整額の支給は施行日以後に行うものとする。

2 前項の旧退職一時金調整額は、旧退職一時金の支給を受ける者の在職期間に係る旧法第六十六条第一項に規定する掛金（以下「掛金」という。）の総額に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額、その者の在職期間に係る同項に規定する特別掛金（以下「特別掛金」という。）の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額並びにその者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計額とする。

- 一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の三十一
 - 二 在職期間が四年を超え八年以下の者 百分の二十四
 - 三 在職期間が八年を超え十二年未満の者 百分の十六
- 3 平成十九年四月一日前に地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）であった期間を有する者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十一」とあるのは「百分の三十」と、同項第二号中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十三」とする。

（代替退職一時金）

第七条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職年金を受ける権利を有する者

は、当該旧退職年金の支給に代えて、代替退職一時金の支給を選択することができる。ただし、施行日から起算して七年を経過したときは、この限りでない。

2 別段の定めがあるもののほか、代替退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。

3 代替退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額と、その者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額との合計額とする。

4 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定により代替退職一時金の支給を選択した場合における当該代替退職一時金の額は、前項の規定により算定した金額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額（以下この項において「控除額」という。）に相当する金額を控除した金額とする。ただし、控除額が当該代替退職一時金の額を超える場合には、その控除を行う金額は、当該代替退職一時金の額に相当する金額を限度とする。

（旧公務傷病年金に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十二条第一項に規定する公務傷病年金（以下「旧公務傷病年金」という。）については、

なお従前の例による。

（旧遺族年金に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事

由が生じた旧法第六十三条第一項に規定する遺族年金（以下「旧遺族年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧遺族一時金に関する経過措置）

第十条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事

由が生じた旧法第六十三条の三第一項に規定する遺族一時金（以下「旧遺族一時金」という。）については、なお従前の例による。

（旧遺族一時金の加算の特例）

第十一条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧遺族一時金（施行日前に支給されたものを含む。）の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧遺族一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧遺族一時金調整額を加えた金額とし、旧遺族一時金調整額の支給は施行日以後に行うものとする。

2 前項の旧遺族一時金調整額は、これを受ける者の人員にかかわらず、旧遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者の在職期間に係る掛金の総額に相当する金額に次

の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額、その者の在職期間に係る特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額並びにその者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計額とする。

- 一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の三十一
 - 二 在職期間が四年を超え八年以下の者 百分の二十四
 - 三 在職期間が八年を超え十二年未満の者 百分の十六
- 3** 平成十九年四月一日前に地方議会議員であった期間を有する旧遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十一」とあるのは「百分の三十」と、同項第二号中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十三」とする。

（特例退職年金）

第十二条 特例退職年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者（この法律の施行の際現に地方議会議員でない者であつて、旧法第五十九条の二第一項の規定を適用したとしたならば施行日の前後の地方議会議員であった在職期間が引き続きいたものとみなされることとなるものを含む。以下同じ。）であつて施行日の前日において退職したとしたならば旧退職年金に関する規定に

より旧退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給するものとする。

2 別段の定めがあるもののほか、特例退職年金については、旧退職年金に関する規定(附則第七条の規定を除く。)の例による。

(在職期間の計算)

第十三条 特例退職年金の年額の算定については、前条第一項に規定する者の在職期間は、平成二十三年五月までとする。

(特例退職一時金)

第十四条 特例退職一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときに、その者に給するものとする。この場合において、第二号に掲げる者が施行日前に死亡しているときは、特例退職一時金は、その者の遺族に給するものとする。

一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者 退職したとき。

二 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に在職三年未満で退職した地方議会議員 この法律の施行のとき。

2 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。ただし、

施行日以後の前項第一号に掲げる者の退職については、附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

3 特例退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

4 前条の規定は、第一項第一号に掲げる者の特例退職一時金の額の算定について準用する。

5 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定により特例退職一時金の支給を受ける場合における当該特例退職一時金の額は、第三項及び次条の規定により算定した金額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額とする。ただし、控除額が当該特例退職一時金の額を超える場合には、その控除を行う金額は、当該特例退職一時金の額に相当する金額を限度とする。

(特例退職一時金の加算の特例)

第十五条 前条第一項各号に掲げる者が平成二十三年一月から五月までの月分の掛金又は特別掛金を納めていた場合における特例退職一時金の額は、同条第三項の規定により算定した金額に特例退職一時金調整額を加えた金額とする。

2 前項の特例退職一時金調整額は、前条第一項各号に掲げる者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額とする。

（支給の調整）

第十六条 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職年金の支給を選択したときは、特例退職一時金を受ける権利は、消滅する。

2 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職一時金の支給を選択したときは、特例退職年金を受ける権利は、消滅する。

3 平成二十三年五月までの在職期間が十二年以上である特例退職一時金を受ける権利を有する者（特例退職年金を受ける権利を有する者を除く。）が特例退職一時金の支給を受けたときは、特例退職年金を受ける権利は、発生しない。

（特例公務傷病年金）

第十七条 特例公務傷病年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が、旧共済会（旧法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。以下同じ。）を組織する地方議会議員であった間における施行日前の公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退

職したときに、その者に給するものとする。この法律の施行の際現に地方議会議員である者又は施行日前に退職した地方議会議員が、施行日以後において、当該旧共済会を組織する地方議会議員であった間における施行日前の公務に基づく傷病により、退職後三年以内に重度障害の状態となったときも、同様とする。

2 別段の定めがあるもののほか、特例公務傷病年金については、旧公務傷病年金に関する規定の例による。

3 附則第十三条の規定は、特例公務傷病年金の年額の算定について準用する。

（特例遺族年金）

第十八条 特例遺族年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職年金又は特例公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金又は特例公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とする。

2 別段の定めがあるもののほか、特例遺族年金については、旧遺族年金に関する規定の例による。

3 特例遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで在職中死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間

その者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後 その者に給すべき特例退職年金の年額

二 旧退職年金又は特例退職年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く。）においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間

その者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後 当該旧退職年金の年額又は当該特例退職年金の年額

三 旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により在職十二年の者として旧退職年金を受けるとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（同条の規定を除く。）により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病により在職中死亡した場合又は旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金若しくは特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により在職十二年の者として旧退職年金を受けるとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（同条の規定を除く。）により旧退職年金を受けるとし

た場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

- 4 附則第十三条の規定は、特例遺族年金の年額の算定について準用する。

（特例遺族一時金）

第十九条 特例遺族一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときに、その者の遺族に給するものとする。

- 一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者（平成二十三年五月までの在職期間が十二年未満である者に限る。） 在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職一時金を給すべきとき。
- 二 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に在職三年未満で死亡した地方議会議員 この法律の施行のとき。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例遺族一時金については、旧遺族一時金に関する規定の例による。

- 3 特例遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、特例遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

（特例遺族一時金の加算の特例）

第二十条 特例遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者が平成二十三年一月から五月までの月分の掛金又は特別掛金を納めていた場合における当該特例遺族一時金の額は、前条第三項の規定により算定した金額に特例遺族一時金調整額を加えた金額とする。

- 2 前項の特例遺族一時金調整額は、これを受ける者の人員にかかわらず、特例遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額とする。

（年金額の改定）

第二十一条 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額は、物価変動率を参酌し、地方議会議員であった者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる議員報酬額（地方自治法第二百三条第一項に規定する議員報酬の額をいう。）に係る附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

（国税徴収法の適用に関する経過措置）

第二十二條 旧退職年金及び特例退職年金に係る債権は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

2 旧退職一時金及び代替退職一時金並びに特例退職一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

（存続共済会）

第二十三條 旧共済会は、次に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、旧法第五百十一条の規定により設けられた地方議会議員共済会としてなお存続するものとする。この場合において、同条、旧法第五百十二条（第一項第七号を除く）、第五百十三条から第五百七条の二まで、第六十七條、第六十七條の二、第七十条から第七十一条まで及び附則第三十六條の規定は、なおその効力を有する。

一 旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金の給付を行うこと。

二 特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金の給付を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、この項の規定によりな

お存続するものとされる旧共済会（以下「存続共済会」という。）に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百五十一条第一項第一号	地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）	地方公共団体の議会の議長
		地方公共団体の議会の議長をもつて
第百五十一条第一項第一号	地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」）
		地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」）

<p>第百五十一条第一項第二号</p>	<p>共済会 議会の議員 市議会議員共済会</p>	<p>議会の議長 市議会議員存続共済会</p>
<p>第百五十一条第一項第三号</p>	<p>議会の議員 町村議会議員共済会</p>	<p>議会の議長 町村議会議員存続共済会</p>
<p>第百五十一条第二項及び第三項並びに第百五十二条第一項各号列記以外の部分</p>	<p>共済会</p>	<p>存続共済会</p>
<p>第百五十二条第一項第四号</p>	<p>代議員会</p>	<p>代議員会（都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。）</p>
<p>第百五十三条第一項及び第百五十七条の二まで</p>	<p>共済会 共済給付金</p>	<p>存続共済会 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二條に規定する旧退職年金、同法附則第五條に規定する旧退職一時金、同法附則第七條第</p>
<p>前条第一項に規定する掛金及び特別掛金</p>	<p>同法の施行の際現に存続共済会が保有する同法による</p>	<p>一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八條に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九條に規定する旧遺族年金及び同法附則第十條に規定する旧遺族一時金（以下「旧共済給付金」という。）並びに同法附則第十四條第一項に規定する特別退職年金、同法附則第十四條第一項に規定する特別公務傷病年金、同法附則第十八條第一項に規定する特別遺族年金及び同法附則第十九條第一項に規定する特別遺族一時金（以下「特別共済給付金」という。）</p>

第百七十条	共済会	町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会	市議会議員共済会にあつては町村議会議員共済会	市議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準の均衡	市議会議員共済会及び町村議会議員共済会	第百六十七条第二項	第百六十七条第二項
		町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会	町村議会議員共済会	町村議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準の均衡	市議会議員共済会及び町村議会議員共済会	第百六十七条第二項	第百六十七条第二項
存続共済会	町村議会議員共済会	町村議会議員共済会	町村議会議員共済会	町村議会議員共済会	市議会議員共済会及び町村議会議員共済会	第百六十七条第二項	第百六十七条第二項

第百七十条の二	地方議会議員	地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）	第百七十条の三	共済会	存続共済会
			第百六十一条の二第一項	共済会	存続共済会
附則第三十六条	共済会	存続共済会	第百六十一条の二第一項	共済会	存続共済会

3 存続共済会は、第一項各号に掲げる業務が全て終了したときにおいて解散する。

4 前項の規定により存続共済会が解散した場合における解散の登記その他解散に伴う必要な措置については、政令で定める。

（秘密保持義務）

第二十四条 存続共済会の役員若しくは存続共済会の事務

に従事する者又はこれらの者であった者は、存続共済会の事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

（旧共済会の掛金等の徴収に関する経過措置）

第二十五条 旧共済会に係る掛金、特別掛金及び負担金の徴収については、なお従前の例による。

（年金受給者の書類の提出等）

第二十六条 存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者に対し、収入の状況に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 存続共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

（資料の提供）

第二十七条 存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者の収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の提供を求め、又はその者の雇用主、取引先その他の関係人に報告を求めることができる。

（罰則）

第二十八条 附則第二十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。